

学術体制常置委員会報告

競争的研究資金の運用について

平成17年9月15日

日本学術会議学術体制常置委員会

この報告は、第19期日本学術会議学術体制常置委員会において審議し、取りまとめた結果を発表するものである。

第19期日本学術会議学術体制常置委員会

委員長	金澤 一郎	国立精神・神経センター総長(東京大学名誉教授)
幹事	奥林 康司	摂南大学経営情報学部教授(神戸大学名誉教授)
	柴田 徳思	日本原子力研究所東海研究所大強度陽子加速器施設開発センター特別研究員(東京大学名誉教授、高エネルギー加速器研究機構名誉教授、総合研究大学院大学名誉教授)
	上坪 宏道	理化学研究所中央研究所加速器研究施設統括調整役
	唐木 英明	麻布大学客員教授(東京大学名誉教授)
委員	海老根 宏	東洋大学文学部教授
	大橋 謙策	日本社会事業大学学長
	外園 豊基	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	前田 専學	東京大学名誉教授
	伊藤 進	明治大学法科大学院長
	河野 正輝	熊本学園大学社会福祉学部教授
	川端 博	明治大学法科大学院・法学部教授
	櫻田 嘉章	京都大学大学院法学研究科教授
	熊田 禎宣	千葉商科大学政策情報学部教授(東京工業大学名誉教授)
	小林 哲夫	桃山学院大学経営学教授(神戸大学名誉教授)
	西村 可明	一橋大学副学長
	岩村 秀	日本大学大学院総合科学研究科教授(東京大学名誉教授、分子科学研究所名誉教授、九州大学名誉教授)
	西田 篤弘	総合研究大学院大学理事(宇宙科学研究所名誉教授)
	吉原 經太郎	(財)豊田理化学研究所フェロー(分子化学研究所名誉教授、北陸先端科学技術大学院大学名誉教授、総合研究大学院大学名誉教授)
	芦田 讓	京都大学大学院工学研究科教授
	後藤 俊夫	中部大学総合工学研究所長
	小林 敏雄	(財)日本自動車研究所所長
	豊田 淳一	八戸工業大学大学院特任教授(東北大学名誉教授)
	梶浦 一郎	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構果樹研究所所長
	北原 武	北里研究所基礎研究所部長・北里大学客員教授、帝京平成大学薬学部教授(東京大学名誉教授)
	島本 義也	東京農業大学教授(北海道大学名誉教授)
	瀬崎 仁	大阪工大摂南大学学術顧問、京都大学名誉教授
	鶴尾 隆	東京大学分子細胞生物学研究所教授
	野澤 志朗	慶應義塾大学医学部教授

目 次

競争的資金の運用について.....	1
参考1（競争的研究資金に関する各省アンケート調査の結果）.....	2
参考2（主な競争的研究資金に関する担当省庁からの説明）.....	8

競争的研究資金の運用について

1. 背景

- (1) 競争的研究資金は、第二期科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)において期間中に倍増を目指すと言われるなど、その拡充が図られてきた。また、競争的研究資金の効果を発揮させるため、中間評価及び事後評価の実施、間接経費の手当て等運用面においても改善が図られてきた。
- (2) その結果、大学及び独立行政法人等の研究機関は、ポストドクトラル・フェローや研究支援者の雇用、研究用の備品や消耗品の購入等の経費を競争的研究資金に依存する程度が大きくなってきた。
- (3) 競争的研究資金の実際に研究機関に配分される時期について、総合科学技術会議においてとりまとめられた「競争的資金制度改革について(意見)」(平成15年4月21日)において、年度間繰越及び年複数回申請について指摘されている。学術体制常置委員会が競争的研究資金制度を所管する各省にアンケート調査を行ったところ、多くの制度において、研究機関に実際に研究費が配分されるのは当該年度の6月から12月であった(アンケート結果の概要は参考1)。また、科学研究費補助金、科学技術振興調整費及び厚生労働科学研究費補助金のそれぞれの制度に関し、担当省から説明を受けた(その概要は参考2)。これらの調査から、総合科学技術会議の「競争的資金制度改革について」以降、各省は研究費の配分を早めるように努力をしてきたことが判明した。
- (4) 研究費の配分が早くなっているとはいえ、資金が配分されるまで、研究機関は立替払をするなど自己資金で運用を図る必要がある。物品の場合は、資金配分まで購入を待つということもあり得るが、人の雇用の場合は、継続的契約であるため、自己資金で立替払を求められる。このような運用は、経理的に不適切な処理を行う余地を作ることにもなりかねない。

2. 提言

競争的研究資金が拡充され、研究者及び研究機関の研究活動が一層活性化することは大変望ましいことであるが、研究を円滑かつ効率的に行うため、競争的研究資金制度を所管する各省は、上記の問題点を認識し、研究機関への競争的研究資金の配分を可能な限り早期に実施できるよう努力を続けることが必要である。

競争的研究資金に関する各省アンケート調査の結果

1. 調査の目的

我が国においては、競争的資金の充実が図られているが、他方で、一部の競争的資金制度では、研究者から資金配分が遅いとの指摘がある。日本学術会議学術体制常置委員会では、競争的資金の資金配分時期を検討することにした。本調査は、検討に資するため、資金配分時期等の実態を調査するために行ったものである。

2. 調査の対象と時期

競争的研究資金を所管している7省の23制度を対象に、平成17年8月に調査を実施した。具体的な調査対象の省・担当機関・制度名の一覧表は、添付資料1のとおり。

3. 調査の内容

送付したアンケートは添付資料2のとおり。

4. 結果の概要

(1) 公募時期について

- ・ 当該研究が開始される前年（例えば前年10月）に公募が行われる制度数は7であった。
- ・ 当該研究が開始される年で会計年度の始まる前（例えば2月）に公募が行われる制度数は14であった。ただし、この中には、例えば、公募が2月から開始され、4月に終了するようなものも含まれる。
- ・ 当該研究が開始される年度（例えば4月）に公募が開始される制度数は2であった。
- ・ 経済産業省の産業技術研究助成事業については、公募が2回行われる。

(2) 資金の配分時期について

新規課題

- ア．資金配分が10月までに行われる制度数は16であった。
- イ．資金配分が12月までに行われる場合がある制度数は3であった。（上記「ア」を除く）
- ウ．資金配分が当該年度の研究終了後に行われる制度数は4であった。（上記「ア、イ」を除く）

注1) 経済産業省の産業技術研究助成事業については、年2回公募を実施しているため、資金配分は、採択決定してから約2か月後に行われる。調査結果としては、第1回公募（1月16日から3月16日）に対する資金配分は約2か月後であるので、上記ア．に分類した。

注2) 各省からは、「採択決定の約2か月後」、「7月から12月」など幅のある回答があったため、上記の結果は、これらの回答を適宜まとめたものである。

継続課題

- ア．資金配分が4月に行われる制度数は3であった。
- イ．資金配分が7月までに行われる制度数は11であった。(上記「ア」を除く)
- ウ．資金配分が10月までに行われる制度数は4であった。(上記「ア、イ」を除く)
- エ．資金配分が12月までに行われる制度数は1であった。(上記「ア～ウ」を除く)
- オ．資金配分が当該年度の研究終了後に行われる制度数は4であった。

注3)多くの制度において、複数年度にわたる研究について、研究が滞らないように、年度当初に資金配分、交付決定、採択決定、契約締結を行うなど、また、年度当初からの経費執行を可能とするなどの工夫をしていた。

注4)各省からは、「採択決定の約2か月後」、「7月から12月」など幅のある回答があったため、上記の結果は、これらの回答を適宜まとめたものである。

(3) 年度間繰越について

- ・ 全ての制度において、年度間繰越が可能となっている。
- ・ 年度間繰越が行われたことがある制度は6であった。
- ・ 年度間繰越については、個々の研究課題について、関係機関等の調整の手続きを行う必要があるが、協議に時間を要する場合が多い。

(4) その他

- ・ 各省とも、「競争的資金制度改革について(意見)」(平成15年4月総合科学技術会議)等を踏まえ、競争的研究資金の資金配分時期等については、現行法制度の枠内で改善の努力を行っている。

競争的資金に関するアンケート調査

No.	省庁名	担当機関	制度名
1	総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進制度
2	総務省	情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発
3	総務省	情報通信研究機構	民間基盤技術研究促進制度
4	総務省	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度
5	文部科学省	本省、日本学術振興会(JSPS)	科学研究費補助金
6	文部科学省	科学技術振興機構(JST)	戦略的創造研究推進事業
7	文部科学省	本省	科学技術振興調整費
8	文部科学省	科学技術振興機構(JST)	先端計測分析技術・機器開発
9	文部科学省	科学技術振興機構(JST)	革新技術開発研究事業
10	文部科学省	科学技術振興機構(JST)	独創的シーズ展開事業(大学発ベンチャー創出推進) [大学発ベンチャー創出推進事業(平成16年度まで)の継承事業]
11	厚生労働省	本省	厚生労働科学研究費補助金
12	厚生労働省	医薬基盤研究所	保健医療分野における基礎研究推進事業
13	農林水産省	農業・生物系特定産業技術研究機構	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業
14	農林水産省	農業・生物系特定産業技術研究機構	生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業
15	農林水産省	本省	民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業
16	農林水産省	本省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業
17	経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	産業技術研究助成事業
18	国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度
19	国土交通省	本省	建設技術研究開発助成制度
20	環境省	本省	地球環境研究総合推進費
21	環境省	本省	環境技術開発等推進費
22	環境省	本省	廃棄物処理等科学研究費補助金
23	環境省	本省	地球温暖化対策技術開発事業

競争的資金に関するアンケート調査（依頼）

平成 17 年 8 月 3 日
日本学術会議学術体制常置委員会
委員長 金澤一郎

我が国においては、競争的資金の充実が図られているところですが、他方で、一部の競争的資金制度では、資金配分が遅いとの指摘があります。このため、日本学術会議学術体制常置委員会では、競争的資金の資金配分時期について検討することにしていきます。

この検討のため、競争的資金制度の資金配分の時期についてのアンケート調査を実施しますので、御協力をお願いいたします。多忙なおり恐縮ですが、本年 8 月 12 日（金）までに下記担当宛にメールで提出をお願いいたします。

（担当） 日本学術会議事務局参事官(審議第二担当)付 飯野
メール： s245@scj.go.jp
電話： 03 - 3403 - 1056 FAX： 3403 - 1640

競争的資金に関するアンケート調査

省名または事業実施主体名

競争的研究資金制度名

(制度が複数ある場合は、制度毎に書いてください。)

担当者 所属、氏名、連絡先(電話、メールアドレス)

制度概要(既存資料の添付でも可。制度についてのHPがあればURLを記入)

本件調査票の記入の基準年度 : 基本的には平成16年度の事業執行の実績ベース。ただし、平成16年度と平成17年度を比べて平成17年度に改善点があれば、両方記入。

1. 新規課題について

Q1 新規課題の公募時期はいつですか。

Q2 新規課題の採択決定について申請者に通知される時期はいつですか。

Q3 新規課題の資金が研究機関に実際に配分される時期はいつですか。(1)最も早く手続きを行った場合及び、(2)普通に手続きを行った場合について書いてください。

Q4 資金の配分がその時期になる理由について書いてください。

(例:財務省協議が 月ごろにあるため、省内決裁に か月程度期間を要するため)

2. 継続課題について

Q1 継続課題の公募時期はいつですか。継続課題の公募を行う場合についてお答えください。

Q2 継続課題の採択決定について研究機関に通知される時期はいつですか。継続課題の公募を行う場合についてお答えください。

Q3 継続課題の資金が研究機関に実際に配分される時期はいつですか。

Q4 資金の配分がその時期になる理由について書いてください。

(例:財務省協議が 月ごろにあるため、省内決裁に か月程度期間を要するため)

Q5 継続課題の場合、契約は4月1日付で可能ですか。

Q6 年度当初から資金配分まで時間がかかることについて、研究者（機関）からその時間の短縮の要望などがある場合についてその内容を書いてください。また、それに対する改善予定（あるいは検討の状況）があれば書いてください。

3. 新規・継続共通

Q1 当該競争的研究資金制度において、研究資金の年度間の繰越は可能ですか。

Q2 年度間の繰越をする場合の手続きを書いてください。

Q3 当該競争的研究資金制度において、研究資金の年度間の繰越を行ったことはありますか。繰越を行ったことがある場合、どのような場合だったかを書いてください。

Q4 総合科学技術会議が平成15年4月にとりまとめた「競争的資金制度改革について（意見）」の「4. 競争的研究資金の効率的・弾力的運用のための体制整備」で述べられている点について、どのような方策を執ったのかを書いてください。

Q5 Q4 の他、貴省あるいは貴機関において、研究資金の配分時期についての課題と考えている事項、及び研究者（機関）から改善を求められている（または指摘されている）事項があれば、記入してください。

Q6 Q4 の事項について改善予定（あるいは検討中の状況）がありましたら記入してください。（例：平成 年度から のとおり改善予定、 審議会において報告書を平成 年 月作成をめどに検討中）

主な競争的研究資金に関する担当省庁からの説明

科学研究費補助金（科研費）

年間応募数：約 12 万件（平成 17 年度）

予算額：1,880 億円（平成 17 年度）

事業実施主体：文部科学省と日本学術振興会

事務体制：本省については、職員は 20 人程度、その他大学から来ている者を含めても 30 人弱。このほか、学術調査官（PO）が 25 名。

日本学術振興会については、正職員は 15 人程度、経費での雇用者を含めて 30 人弱。このほか PD が 3 名、PO が 102 名。

研究資金が使用可能になる時期：

- ・ 特別推進研究と特定領域研究は、本省で実施。継続課題は 4 月 1 日から研究費が使用可能。新規の研究課題については、審査を厳格にしヒアリング等を実施するため、4 月から 5 月に行うヒアリングを経て、実施課題が決定され、内定が行われる 6 月頃から使用可能。
- ・ 基盤研究等については、日本学術振興会で実施。基盤研究の審査は前年度の 2 月から 3 月頃に実施し、予算が国会を通過して使用可能の状況であれば、交付内定は 4 月 15 日に出る。継続課題については 4 月 1 日、新規課題については 4 月 15 日の内定以降、研究を開始して契約等を行ってよい。
- ・ 科研費においては、内定があれば研究を開始できるようにしている。平成 16 年度における内定は、4 月 15 日時点で科研費全体の 89%、4 月 27 日時点では 99% が終了している。

年度間繰越：科研費は繰越明許費として認められており、平成 15 年度は 24 件、平成 16 年度は 10 件の実績がある。繰越については、交付決定時に予想し得なかった外部要因（研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難）の場合は、対象となるが、研究費の余剰金を次年度に繰り越すことは対象とならない。

科学技術振興調整費

申請提案数：500 件程度 / 年

予算額：約 400 億円

事業実施主体：文部科学省が運用し、一部 J S T に業務委託。

事務体制：本省は、職員は 5 名程度、J S T は、職員は 30 名位、そのほかにプログラムオフィサーが 35 名位。

研究資金が使用可能になる時期：

- ・ 新規課題の場合：公募を 12 月下旬から 1 月下旬頃までに行い、文科省における審査後、総合科学技術会議の確認を得て 5 月末に採択課題が決定。その後、振興調整費固有の手続きとして、財務省との実行協議があり、作業を最短で行って、最近では 7 月 1 日に財務省の承認が降りる。研究資金の支払いは、財務省承認後の契約実務を経て秋口になるが、7 月 1 日以降は資金を使ってよいことにしている。支払いは資金繰りの苦しいところから順次処理している。

- ・継続課題の場合：近年は4月1日から使える形にしている。国立大学が法人化して契約件数が大変増加しているため支払いについては少しずれ込んでしまっているが、体制を整えば第1四半期には概算払ができると思う。
年度間繰越：振興調整費も繰越明許費と認められている。

厚生労働科学研究費補助金

予算額：422億円（平成17年度）

事業実施主体：本省。制度全体の所管及び予算要求は厚生科学課が一括して実施し、執行は30程度の事業を所管関係課において実施。

事務体制：本省の厚生科学課について職員が20名位、執行を行う事業所管課は20～30課あり、各課の担当者は合計50～60人程度。

研究資金が使用可能になる時期：

- ・事業の流れについてはおおむね資料に書かれた状況のとおり。3～4年前までは研究資金の使用可能時期が3月ということもあったが、平成17年度は対策本部を設け、早いものは6月までに支出を可能にし、継続案件を中心に一部は出せるようになった。

研究資金の配分時期の遅延の問題について：

- ・執行を本省で行っているため、概算要求の時期は補助金執行事務が空白になる。
- ・補助金なので事業年度が終わると補助金確定作業をしてから翌年度の執行をすることを基本としている。
- ・（科研費のような学術研究は、予算の範囲内で支出できるが、）各省庁の所管行政に関係した政策的な研究をするプロジェクト型の研究資金は、当該年度に行うことを政策的に決定してから実施しなければならないため、科研費のように予算の範囲内で支出することが困難。

資金配分の早期化に向けた対応策：

- ・平成16年11月に厚生科学審議会科学技術部会に今後の中長期的な厚生労働科学研究のあり方に関する専門委員会を設け、研究の内容や運営について意見をいただいた。
- ・取扱規程や同細則の改正作業を早期に実施することとした。
- ・早期執行のため平成17年度は省内に対策本部を設け、事務当局や研究者側の早期処理協力の結果、一部については6月終わり頃に振込を行うことができた。来年度以降に向けて取り組みを強化したい。
- ・事務処理をファンディングエージェンシーに行わせるためには、法改正が必要になるので直ちにできるものではないが、研究事業の運営執行をナショナルセンター等において平成18年度から試験的に行うことを検討している。

年度間繰越：平成15年度から繰越明許費になっている。実績は2,3件程度ある。内容についてどのようなときに財務協議をするかはまだ難しい問題がある。また、財務当局との協議の時間をある程度要する。